

# 協議資料 1

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

平成29年6月21日

平成29年8月30日

（名称）新城市地域公共交通会議

| 生活交通確保維持改善計画の名称   |         |       |       |        |      |      |      |      |      |
|---|---------|-------|-------|--------|------|------|------|------|------|
| 平成30年度新城市地域内フィーダー系統確保維持計画   |         |       |       |        |      |      |      |      |      |
| 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性  |         |       |       |        |      |      |      |      |      |
| <p>新城市では、住民にとって利便性が高く、かつ効率的な運行の構築を目的として平成20年2月に「地域公共交通総合連携計画」を策定した。これに基づき、平成20年度から22年度に地域公共交通活性化・再生総合事業を実施し、この一環として新城市Sバス（市営バス）西部線、塩瀬線及びつくであしがる線の実証運行を開始した。平成23年度からは本格運行に移行し、学生の通学や高齢者の移手段の確保を考慮したルート変更を随時行ってきた。</p> <p>平成29年3月には、市民が利用しやすく持続可能な公共交通を確保・維持していくため、地域住民が公共交通に関心を持ち、地域で公共交通を守り育てる仕組みの構築に向けての計画「新城市地域公共交通網形成計画」を策定し、対象3路線についても引き続き運行していくこととなっている。</p> <p>西部線は、市中心部の病院・商店への移手段と、豊鉄バス新豊線やJR飯田線に接続し豊橋方面に移動する手段となっている。</p> <p>塩瀬線は、豊鉄バス新城病院上平井田口線やJR飯田線に接続し、市中心部の病院・商店への移手段となっている。</p> <p>つくであしがる線は、作手地区内の診療所への通院と、Sバス作手線に接続し市中心部の病院・商店への移手段となっている。</p> |         |       |       |        |      |      |      |      |      |
| 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果   |         |       |       |        |      |      |      |      |      |
| （1）事業の目標  |         |       |       |        |      |      |      |      |      |
| <p>本市の高齢化率は、38.8%で高齢化が進み、人口減少に歯止めがかからない。このため大幅な利用者増を見込むことは難しいものの地域へバス路線の現状を周知し、バスへの理解及び関心を深めてもらい、バス利用者の満足度を向上させることで利用者増に繋げていきたい。</p> <p>このため、新城市地域公共交通網形成計画では、利用者数・収支率に加えて、バス利用者に対する満足度を数値化し、評価に用いることとする。これは、1.0を基準値（普通）とし、不満を0.8、満足を1.2として、その範囲内で変化する値で満足度を量るものである。この調査は市営バス全線で実施しており、この数値を全線に対前年比1.01倍を目標とする。</p> <p>そして、利用者数の減少が著しい路線や満足度の低い路線に対しては、優先的に地域の検討体制作りを行い、路線や運行方法の見直し等も含めた改善についての協議を行い、利用しやすい路線としていきたい。</p> <p>下表は、3路線における各項目の目標値である。</p>   |         |       |       |        |      |      |      |      |      |
| 路線名   | 利用者数(人) |       |       | 収支率(%) |      |      | 満足度数 |      |      |
|   | H30     | H31   | H32   | H30    | H31  | H32  | H30  | H31  | H32  |
| 西部線   | 3,584   | 3,619 | 3,655 | 7.51   | 7.58 | 7.65 | 1.07 | 1.08 | 1.09 |
| 塩瀬線   | 1,655   | 1,671 | 1,687 | 3.49   | 3.52 | 3.55 | 1.17 | 1.18 | 1.19 |
| つくであしがる線  | 1,003   | 1,013 | 1,023 | 2.46   | 2.48 | 2.50 | 1.20 | 1.20 | 1.20 |

※利用者数(人)、収支率は小中学生の利用分を除く

## (2) 事業の効果

### ○西部線

この路線周辺には他に公共交通がないため、西部線を維持することで沿線(16,870人)の高齢者の通院、高校生の通学の足として必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、買い物の足として利用されることで、外出の促進・地域活性化にも繋がる。

### ○塩瀬線

この路線周辺には他に公共交通がないため、塩瀬線を維持することで沿線(1,561人)の高齢者の通院、高校生の通学の足として必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、買い物の足として利用されることで、外出の促進・地域活性化にも繋がる。

### ○つくであしがる線

この路線周辺には他に公共交通がないため、つくであしがる線を維持することで沿線(2,553人)の高齢者の通院、高校生の通学の足として必要不可欠な移動手段が確保される。さらに、作手地区の診療所や接続する幹線を経由して、市中心部の病院や商業施設への移動手段として必要である。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる総合バスマップの作成し、市内全戸配布を行う。【新城市】(新城市地域公共交通網形成計画 P74参照)
- ・地域・行政・交通事業者で公共交通を考える体制作りの構築のため、地域での意見交換を実施する。【新城市・交通事業者・地域】  
(新城市地域公共交通網形成計画 P51～53参照)
- ・バス乗車体験イベントや出前授業の実施により、認知度向上、利用促進を図る。  
【新城市】(新城市地域公共交通網形成計画 P75参照)

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1のとおり。

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

新城市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

## 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

豊鉄タクシー株式会社  
新城市

|  |
|--|
| 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法<br><b>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>                 |
| ※該当なし  |
| 8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要<br><b>【地域間幹線系統のみ】</b>     |
| ※該当なし  |
| 9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧<br><b>【地域間幹線系統のみ】</b> |
| ※該当なし  |
| 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項<br><b>【地域間幹線系統のみ】</b>                  |
| ※該当なし  |
| 11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>                                    |
| 表5のとおり。  |
| 12. 車両の取得に係る目的・必要性<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>              |
| ※該当なし  |
| 13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>           |
| (1) 事業の目標  |
| ※該当なし  |
| (2) 事業の効果  |
| ※該当なし  |

|   |  |
|---|--|
| 14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】                                    |  |
| ※該当なし   |  |
| 15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br>【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】 |  |
| ※該当なし   |  |
| 16. 協議会の開催状況と主な議論   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年6月21日（第1回）</li> <li>・平成29年8月30日（第2回）</li> </ul>                                  |  |
| 17. 利用者等の意見の反映状況  |  |
| バス満足度調査を実施し、バス利用者のニーズを把握し、バス運行に反映させる。   |  |
| 18. 協議会メンバーの構成員   |  |
| 関係都道府県  | 愛知県振興部交通対策課<br>愛知県新城設楽建設事務所維持管理課   |
| 関係市区町村  | 新城市長<br>新城市総務部長<br>新城市健康福祉部長   |
| 交通事業者・交通施設管理者等  | 豊鉄バス株式会社<br>豊鉄タクシー株式会社<br>新城交通有限会社<br>愛知県警新城警察署  |
| 地方運輸局   | 中部運輸局愛知運輸支局  |
| その他協議会が必要と認める者  | 名古屋大学大学院教授<br>バス利用者<br>公益社団法人愛知県バス協会<br>豊橋鉄道労働組合<br>新城市社会福祉協議会<br>新城市老人クラブ連合会<br>千郷小学校 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）愛知県新城市字東入船6-1

（所 属）新城市役所総務部行政課

（氏 名）小野田 昌弘

（電 話）0536-23-7611

（e-mail）gyousei@city.shinshiro.lg.jp